

2023年5月1日

勤務員各位

理事長 山崎 雅男
学長 村田 玲音
高等学校長 徳永 望
中学・東村山高等学校長 大西 哲也

新型コロナウイルス感染症対策における教職員の勤務の取扱いについて（第三十報）

2020年3月2日以降、新型コロナウイルス感染症対策のため教職員の勤務の取扱いを定めてきましたが、2023年5月8日以降、新型コロナウイルスが感染症法における新型インフルエンザ等感染症には該当しないものとなりました。新型コロナウイルス感染症対策のため教職員の勤務の取扱いについては原則として終了となりますので、お知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症は今後も一定の流行が続くことが予想されています。学生・生徒・教職員間で感染が拡がらないよう、勤務員それぞれの判断に基づき、今後も適切な感染症対策を行うようお願いいたします。

1. 感染拡大防止の措置について

(1) 時差出勤について【終了】

感染症法上の位置づけの変更に伴い、学校法人明治学院就業規則第7条を準用した取扱いはなくなります。

(2) 在宅勤務について【終了】

「学校法人明治学院在宅勤務の取扱い要領」第1条において定める「非常時」に該当しなくなるため、新型コロナウイルス感染症に対して本取扱い要領の適用はなくなります。

(3) 感染者の出勤停止について【終了】

新型コロナウイルス感染者には、法律に基づく外出自粛は求められませんが、外出を控えることが推奨されています。医師の診断に従い、自身の療養につとめるとともに、周囲への感染リスクも考慮して行動するようにしてください。

(4) 濃厚接触者の出勤停止について【終了】

一般に保健所から新型コロナウイルス感染者の「濃厚接触者」として特定されることはなく、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。周囲への感染リスクを考慮して行動するようにしてください。

(5) 休暇のとりやすい環境の整備について【継続】

所属長は、新型コロナウイルスへの感染に拘らず、勤務員が発熱などの風邪症状が見られる際に、休みやすい環境（※）を整えることとします。（※）業務分担の工夫、業務の可視化 など

(6) 感染が疑われる者の取り扱いについて【終了】

新型コロナウイルスへの感染に拘らず、発熱などの風邪症状が見られる際には、医師の診断に従い、療養につとめるようにしてください。

(7) 勤務員単位での感染予防について【継続】

勤務員は、その場に応じたマスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の実施や、体調不良時には休暇をとるなど、感染症対策に努めてください。

(8) ワクチンの接種について【終了】

重症化リスクが高い方にはワクチン接種が引き続き推奨されています。但し、新型コロナウイルス感染症が、「学校法人明治学院新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別休暇の取扱い要領」第2項に定める「新型コロナウイルス」に該当しないため、本取扱い要領の適用はなくなります。

2. 小学校等の臨時休業等に伴う対応について

(1) 休暇のとりやすい環境の整備について【継続】

所属長は、新型コロナウイルスへの感染に拘らず、小学校等の臨時休業等が行われた場合、家庭で子の世話を行わなければならない勤務員が、休みやすい環境（※）を整えることとします。

（※）業務分担の工夫、業務の可視化 など

(2) 「特別休暇」の措置について【終了】

新型コロナウイルス感染症が、「学校法人明治学院新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別休暇の取扱い要領」第2項に定める「新型コロナウイルス」に該当しないため、本取扱い要領の適用はなくなります。

3. 海外への渡航制限等について

(1) 海外への渡航制限について【終了】

新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は流動的であり、外務省から危険情報として渡航中止勧告（レベル3）や退避勧告（レベル4）を発出している国・地域もあります。海外渡航に関しては、外務省からの危険情報等を踏まえて行動してください。

(2) 海外からの帰国者について【終了】

外務省による新型コロナウイルス感染症に係る水際措置（臨時的な措置を含む）は、終了となります。

以上